

道路除排雪業務最低保証制度の概要

令和 2 年 1 0 月
道路課 維持補修 G

【制度趣旨】

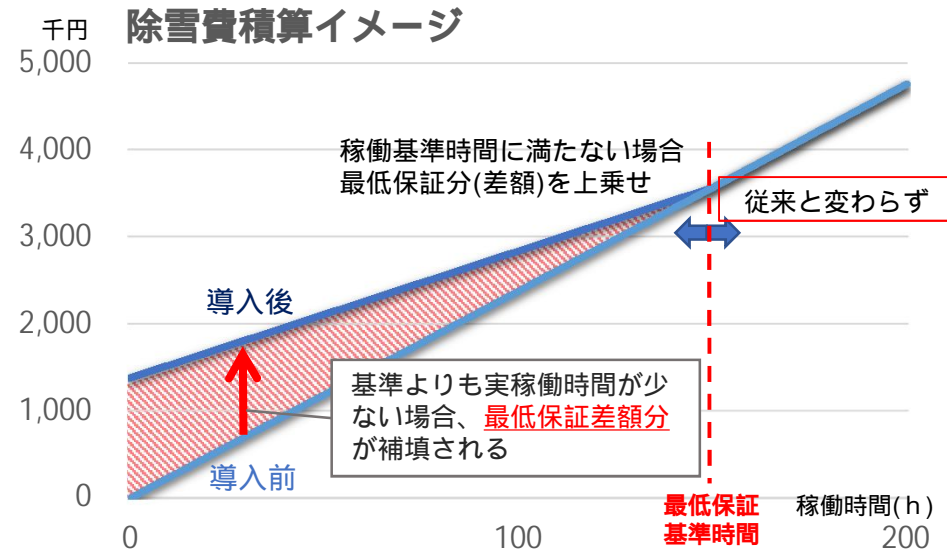
持続的な除雪体制を確保していくため、除雪業務の
人件費（運転手・助手）と民間借上機械の固定費（償却費・管理費）の一部を負担する。

これまでは

機械の稼働時間で積算を行っているため、少雪で稼働時間が少ない年ほど、支払いが少なくなる。
極端な例：稼働ゼロ ゼロ円精算

制度導入後

最低保証として、人件費・民間借上機械の管理経費の一部を補填する。



制度設計

- ✓ 最低保証基準時間は、降雪ランク(4区分)の機械種別毎(グレーダ、ドーザ、トラック、ロータリ)に過去5ヶ年の平均稼働時間の8割で設定する。
- ✓ 最低保証差額分は最低保証基準時間と累計実稼働時間の差に差額補填単価を乗じて算出する。

[最低保証差額分]

$$= \frac{(\text{最低保証基準時間} - \text{累計実稼働時間})}{\times \text{補填単価}}$$

最低保証基準時間 100時間
累計実稼働時間 60時間の場合

導入前

累計実稼働時間分
60時間 × 除雪単価

導入後

累計実稼働時間分
60時間 × 除雪単価

最低保証差額分
(100 - 60)時間
× 補填単価

支払われる金額